

【令和7年度第2次】越境EC等促進事業

出品募集要項

お申込みの方法

① 出品申込の申請

以下の入力フォームより、出品申込の申請をしてください。

【申請フォーム】

<https://logoform.jp/form/FUQz/1235349>



② 募集企業数 概ね 30 社

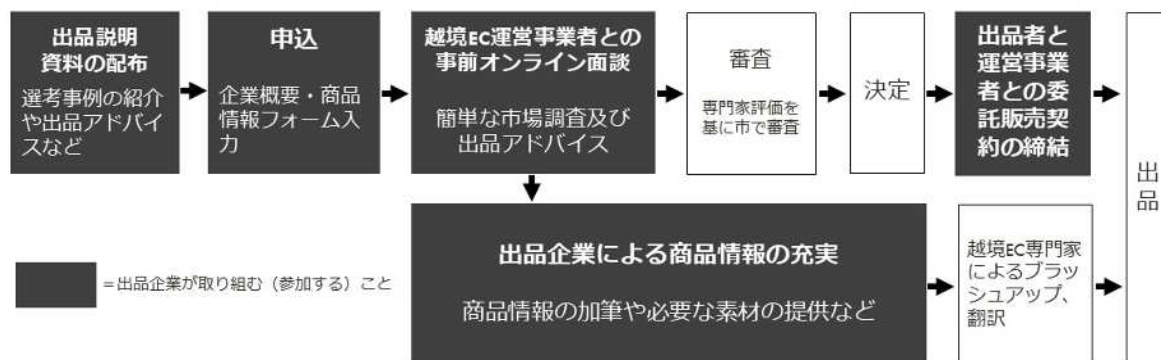
③ 期間

令和7（2025）年10月1日（水）～令和7（2025）年11月28日（金）

④ 越境EC専門家とのオンライン面談

令和7（2025）年10月1日（水）～令和7（2025）年12月15日（月）

⑤ 出品までの流れ



【申込・お問合せ先】ジェイグラブ株式会社〔川崎市越境EC等サポート業務委託受託事業者〕

E-mail kawasaki@j-grab.co.jp

【事業所管】川崎市 経済労働局 経営支援部 経営支援課 国際経済担当

TEL 044-200-2336

E-mail 28keiei@city.kawasaki.jp

【目 次】

1	事業案内.....	1
2	本事業の概要.....	2
3	越境 EC モール出品代行支援について.....	3
4	企業間ビジネス創出支援について.....	6
5	応募用件.....	7
6	応募方法.....	7
7	出品者の選定.....	8
8	事業スケジュール（予定）.....	9
9	その他.....	9
	越境 EC 促進事業出品者募集要項等に関する規約.....	10

1 事業案内

川崎市では、海外を志す市内企業を対象に、コロナ禍以降、国際的な電子商取引（越境 EC）を活用した販路拡大を支援しています。

多様性に富んだ川崎市の強みを生かして、大小さまざまな事業者が参画できるよう、越境 EC モールへの出品を希望する企業を広く募集します。

また、BtoC だけでなく、BtoB 取引（以下「企業間ビジネス」という）への発展に繋がるよう、オンラインマッチングサイトの活用等、企業間ビジネス創出支援を強化します。

越境 EC 専門家の助言を受けながら、自社の優れた技術や商品を海外に向けて PR し、販路拡大に取り組む企業の皆さまのお申込みをお待ちしています。

なお、本事業は、川崎市の委託先であるジェイGrab株式会社（以下、「ジェイGrab」という。）が行います。

【ジェイGrab株式会社 会社概要】（受託者）

本社所在地：150-0031 東京都渋谷区桜丘町 14-1 ハッチェリー渋谷

事業概要：日本から世界に商品を販売できる越境 EC モールの運営から越境 EC サイト構築、海外の主要な EC モール開店運営支援を営んでおります。越境 EC モール「j-Grab Mall」はオンラインでの出品・販売とあわせて、海外の実店舗に商品を展示して QR コードで購入できる「ショールームストア販売」を実現、日本の事業者の海外進出、販路拡大を支援しています。

2 本事業の概要

本事業は、川崎市がジェイクラブ株式会社に委託し、越境 EC モール出品代行支援、企業間ビジネス創出支援、越境 EC 専門家によるフォローアップ支援の提供を行うものです。

出品者には、費用をご負担いただきます。

(1) 募集対象商品

- ・ 募集企業数：概ね 30 社（原則、1 社 3 品まで）
※募集企業数が上限に達した時点で募集を締め切ります。
- ・ 対象商品：市内に事業所を有する出品事業者（5「応募要件」参照）等の自社製品

対象商品
企画・販売する自社製品（製造のみ外部委託も可）。 （例）工業製品、日用雑貨、コスメ・美容品、アウトドア用品、スポーツ用品、食品、イベントチケット、観光施設の入場券 等

※取り扱いができないもの

- ・ 食品（生鮮食品・加工食品で、賞味期限が 3 か月未満のもの）
- ・ 医薬品、医療機器
- ・ 動植物、土壌
- ・ 効果等に具体的な根拠のない商品
- ・ 公序良俗に反する商品
- ・ 不正な手段で取得した商品
- ・ 著作権や商標権などの他人の権利を侵害する商品
- ・ 日本を含め各国の法令に違反しているか、その可能性がある商品
- ・ 国際条約や協定で輸出入が禁止されている商品
- ・ その他、川崎市またはジェイクラブが不適当と判断した商品

【企業区分について】

ア 中小企業者等

中小企業者等とは、次の（ア）、（イ）及び（ウ）のいずれかに該当する者をいう。

（ア）以下の表に該当する者

区分	業種	資本金・常時使用する従業員数
会社または個人	製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
	卸売業	1億円以下又は100人以下
	サービス業	5,000万円以下又は100人以下
	小売業	5,000万円以下又は50人以下
組合関連	企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会等	

（イ）中小企業投資育成株式会社又は投資事業有限責任組合に該当する者

（ウ）みなし大企業とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ・発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を、同一の大企業が所有している者
- ・発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を、大企業が所有している者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者

イ 大企業

大企業とは、アに該当する以外の者で、事業を営む者をいう。

3 越境 EC モール出品代行支援について

以下の越境 EC モール内において、商品の出品や販売に係る事務を代行します。

（1）出品代行について

ア 出品する越境 EC モール

【基本の出品先】 j-Grab Mall

【BtoC 向けの連携先】 ebay.com, Walmart

【BtoB 向けの連携先】 ebay Business Supply または ebay (Wholesale Deals)

イ j-Grab Mall には全商品を出品しますが、その他の越境 EC モールについては、各 EC モール出品レギュレーションや内部的なルールにより出品審査が行われ出品できないことがあります。そのため、出品先の EC モールの指定はできませんのでご了承ください。

ウ 出品期間（準備期間を含む）は令和7（2025）年10月順次から令和8（2026）年3月までを予定しています。

エ サイト内の表示言語は英語表記とします。

（2）プロモーション支援について

ア クリスマスなど季節催事に併せた割引キャンペーンや SNS 等を活用したプロモーション支援を受けることができます。

イ 川崎市及びジェイグラブが越境 EC サイトの活性化のために実施する広報にご協力ください。

（3）越境 EC 専門家による支援について

ア 出品商品に関するアドバイスや顧客からの問い合わせ対応等について、越境 EC 専門家による助言を実施します。

イ 出品開始後一定期間を経過後、出品者に対し、販売状況の報告及び出品サイトのアクセス分析結果等のフィードバックを行います。

ウ 出品期間終了後、フォローアップ会を開催し、越境 EC 専門家による出品実績のフィードバックを行うとともに今後の方針等について助言を行います。

(4) 管理運営・販売方法について

ア 販売形式は、委託販売形式とします。

イ 委託販売に必要な取り決め事項について、出品者はジェイグラフと委託契約を締結していただきます。

ウ 購入者や購入希望者からの基本的な問い合わせ窓口対応を代行します。ただし、事務局が答えられない質問や交渉が入った場合には速やかに返信できるようご協力ください。

エ 越境 EC モールから注文が入った際、出品者に対して受注があった旨を事務局から通知するので、受注品を国内指定倉庫まで速やかに（当日または翌日）発送してください。

オ 国内指定倉庫までの商品発送、及び掲載期間終了後の倉庫から出品者までの返送、返品、国内倉庫に発送した時点で欠損等があった際の交換費用等に係わる費用は出品者負担とします。

カ 販売する商品は、発送する国・地域に則した法令を遵守するほか、税関・検疫手続き、その他発送や通関に必要な手続きで、成分表など指定された情報が必要になった際、速やかに協力してください。

キ 注文が入った際、出品者が発送した商品について、指定物流会社が国際配送に適した梱包、インボイス作成、伝票作成の貼付を行い、購入者に配送処理を行います。

ク 販売成約できた商品は、出品者とジェイグラフとの委託契約に基づき、出品者の国内の銀行口座に送金されます。

(5) 費用負担について

出品者にご負担いただく費用は、以下の表のとおりです。

費用区分	中小企業者等
個別商品ページ作成に係る費用	1 商品につき、12,500 円（＋日英翻訳 5,000 円） ※なお、当サイトに出品していただいた企業の当該費用は、市の委託事業者と協議のうえ決定します。
販売手数料	販売総額の上限 10%。
海外 PL 保険 （製品のみ）	（目安）36,000 円／年 ※加入している場合は不要です。
輸送料	国内指定倉庫までの輸送料

【参考】出品する越境 EC モールについて

グローバル市場対応越境 EC モール掲載サイト：j-Grab.com

【j-Grab Mall の概要】（設立：2022 年）

日本ブランドを「オンライン」×「ショールームストア」で世界に販売。j-Grab.com は、日本から世界に商品を販売できる越境 EC モールで、世界の主要 EC モールとなる eBay、Shopee、Walmart、Aeon EC mall に接続するためにハブとなる越境 EC モールです。オンラインでの出品・販売とあわせて、海外の実店舗に商品を展示し、QR コードで購入できる「ショールームストア販売」も実施することで、日本の事業者の海外進出、販路拡大を支援しています。海外 PL 保険付きで日本企業による運営のため、安心して海外販売に専念していただけます。

欧米・グローバル市場対応 EC モール 掲載サイト：eBay.com

【eBay の概要】（設立：1995 年）

年間取引高：10 兆円以上(2022 年 3 月時点) eBay.com は欧米豪、台湾（露天）、東南アジアなど世界 200 か国近くの国に越境 EC 販売できる世界最大級のグローバル EC モールです。取引の共通語は英語で日本の商品に興味を持つ世界中の購入者が集まってきます。出品者にとっての利益率が高いため、米 ECommerceBytes 社 Award2 年連続受賞しており、SDGs 面で欧州 No. 1 とされています。

【BtoB 向け】eBay Business Supply または eBay (Wholesale Deals)

米国市場対応モール 掲載サイト：Walmart.com

【Walmart の概要】（設立：1962 年）

売上高 3,740 億ドル、店舗数 34,763 店舗、全米 50 州の他全世界 27 か国（※米国内 2018 年度実績）EDLP(Everyday Low Price)をモットーに展開する世界最大の小売り企業です。全米で EC モールの取扱高は 2 位。2021 年に Walmart のオンラインマーケットプレイスとして海外からの販売も開始されましたが、2022 年現在日本からの出品・販売が停止されましたが、ジェイGrabが Walmart 本社より特別に開設・出品することに許可をいただき、今回市内事業者様の商品で登録可能な商品を交渉の上、出品いたします。（全ての商品が掲載できるとは限りませんのでご了承ください）

4 企業間ビジネス創出支援について

(1) 実施内容

本事業への参画を通じて、企業間ビジネスの創出につながるよう、次のような企画を行います。

(2) 企画概要

(ア) 越境 EC モール内での卸売り対応

卸売り対応を希望する場合は、申込時や事前面談時に事務局へ相談ください。

(イ) 商談オファーへの対応

a 商談オファーの取り次ぎ

越境 EC モールへバイヤー等からの企業間ビジネスに関する問合せや商談オファーがあった場合は、出品者へ取り次ぎます。

b オンライン会議システムによる商談の実施

各社実費負担ですが、必要であれば通訳を手配することも可能です。

c 越境 EC モール内でのサンプル提供等の対応

越境 EC モールへバイヤー等からのサンプル提供に関する連絡があった場合は、出品者へ取り次ぎます。

5 応募要件

出品事業者は、次の各号のいずれにも該当する者として。ただし、市長が出品事業者として適当ではないと認める場合は、この限りではありません。

(1) 次のいずれかに該当する事業者であること。

ア 川崎市内に事業所を有していること

イ その他本事業の目的に資する技術・製品・サービス等を提供する者として市長が特に認める法人等であること

(2) 市民税を滞納していないこと。

(3) 「川崎市暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業、社会通念上適切でないと判断されるものではないこと。

(4) 各種法令に適した商品又はサービスの提供を行っている事業者であること。

6 応募方法

(1) 出品申込の申請

以下の入力フォームより、出品申込の申請をしてください。

【申請フォーム】 <https://logoform.jp/form/FUQz/1235349>

(2) 1企業あたりの応募可能な商品は、3商品（セット商品は1商品とみなす）となります。

ただし、3商品以上の出品を希望される方は別途協議としますが、上限は5商品となります。

1商品につき、カラー、サイズ等のバリエーションは10パターン(SKU)までとします。

(1商品あたり10SKU※を上限) ※SKU=Stock Keeping Unit

(SKUの数え方) 色が白/黒/灰、サイズがS/M/Lの商品であれば、合計で9SKU

(3) 入力内容

No.	申請項目
1	事前確認書
2	出品申込書
3	商品エントリーシート ※複数商品申請の場合は商品ごと
4	応募商品のパンフレット
5	会社概要（なければホームページのURLでも可）

※ 出品者として選定された場合には、履歴事項全部証明書等の追加書類を求める場合があります。

(4) 募集期間

令和7(2025)年10月1日(水)～令和7(2025)年11月28日(金)

(5) お問い合わせ先

ジェイGrab株式会社 [川崎市越境EC等サポート業務委託受託事業者] E-mail kawasaki@j-grab.co.jp
--

7 出品者の選定

(1) 越境 EC 専門家による事前面談

応募書類を基に越境 EC 専門家による事前面談を行います。

- ・期間：令和 7（2025）年 10 月 1 日（水）～令和 7（2025）年 12 月 15 日（月）
- ・時間：約 30 分～1 時間
- ・その他：オンライン会議ツール「Zoom」を使用予定。

(2) 出品者の選定

応募書類及び事前面談内容を基に越境 EC 専門家による評価を行います。川崎市は、その評価を基に審査を行い、出品者を審査します。

ア 越境 EC 専門家による評価の視点

- (ア)独創的で個性的な商品であるか
- (イ)越境 EC を利用する消費者に対し興味を引く商品であるか
- (ウ)越境 EC モールに適した商品であるか
- (エ)越境 EC を活用した商品販売に関する社内体制（ホームページや SNS の運用、担当者の配置等）が整っているか
- (オ)安全に使用できる商品であるか
- (カ)その他適当な商品であるか

イ 審査結果は川崎市から E-mail で通知します。審査結果に関する個別のお問い合わせにはお答えいたしかねますのでご了承ください。

(3) 越境 EC モール出品代行支援 選定後の流れ

ア 委託販売契約の締結

出品者として選定された企業は、ジェイクラブと個別面談を行い、出品条件（商品の準備状況、商品説明の内容、成分や含有量の確認、卸値と海外販売価格、輸送方法、成約時の国内配送方法、JAN コードまたは独自コードシールの貼り付け、商品破損時や返品・返金となった際の対応方法など）について合意の上、ジェイクラブと委託契約を締結します。

イ 商品情報の登録

ジェイクラブが提示した所定の様式を基に、商品説明の詳細を記載するエントリーシートを日本語で作成します。サイトに掲載するための翻訳についてはジェイクラブが行います。

なお、英語での翻訳文やカタログを既に用意されている企業はそちらを利用することでも構いませんが、より販売効果の高い英文や翻訳が考えられる場合は、ジェイクラブまたは川崎市からご相談させていただく場合がございます。

また、越境 EC モールへの掲載は、出品者から提出された商品情報等を基に、商品カタログを作成し翻訳を行った後に掲載して商品の出品を開始します。出品された商品は適宜プロモーション、販促活動を実施します。

越境 EC について理解を深めるためにも本事業実施期間中に開催されるフォローアップ会等に積極的にご参加ください。

8 事業スケジュール（予定）

令和7（2025）年9月29日（月）～	事業概要説明資料の配布
10月1日（水）～11月28日（金）	出品申込受付期間 ※申込企業数が少ない場合は締め切り後も募集を継続
10月1日（水）～12月15日（月）	越境EC専門家による事前面談（オンライン想定）
必要書類提出後～2週間程度（目安）	審査結果の通知 応募書類確認後、2週間程度で審査を実施します。
10月（順次）～3月	越境ECモール出品代行支援による出品（準備含む） ※出品開始後一定期間経過後に出品者へのフィードバックを実施します。
通年実施	企業間ビジネス創出支援の実施
令和8（2026）年3月頃	越境EC専門家によるフォローアップ会

9 その他

- （1）提出書類に不備がある場合、疑義がある場合など、再提出・追加提出を求めることがあります。
- （2）円滑な事業運営のため、出品申込書にご記入いただいた情報や、必要に応じてご提供いただく情報は、ジェイグラフの本事業における提携企業に提供します。また、川崎市は、施策及びこれに関連する各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

越境 EC 促進事業出品者募集要項等に関する規約

1 基本条件

- (1) お申し込みの時点で「令和 7 年度 越境 EC 等促進事業 出品要項」及び本規約の内容について遵守することに同意したものとします。
- (2) 出品者は、「出品申込書」、「商品エントリーシート」記載内容のうち、商品の特徴や企業 P R 等に関する内容について、川崎市及びジェイクラブがパンフレット、ホームページ等に記載することに同意したものとします。

2 応募条件

以下をご了承の上、ご応募ください。

- (1) ジェイクラブが指定する形態での納品が可能であること（ラベルの貼付等）。
- (2) 輸入通関等に必要な情報・書類を提出できること。
- (3) プロモーションに必要な情報等を提供すること。
- (4) 川崎市及びジェイクラブが成果把握のために実施するアンケートやヒアリングに協力いただけること。
- (5) 販売期間中の売れ行きや EC 関連の商戦時期（クリスマス、送料無料キャンペーン等）に併せて実施する販売促進に向けたプロモーション（SNS やメディアを活用したサンプルの配布やキャンペーン対応等）に積極的に参加をすること。
- (6) 出品商品の J A N コードは、出品者が準備をすること。申込時にすでに J A N コードを取得している際は、再発行は不要。J A N コード未取得の場合に独自コードをジェイクラブが発行するがそれを利用して管理すること。
- (7) 企業名が特定できない形式での本事業結果概要の公表に同意いただけること。

3 出品商品の選考

応募書類及び越境 EC 専門家による事前面談内容を基に越境 EC 専門家による評価を行います。川崎市は、その評価を基に審査委員会を開き、出品者及び支援内容を審査します。審査後、申込者に送付する審査結果通知をもって、出品の承認とします。

4 出品承認後の支援取り消し

出品の承認後、申し込み内容に偽りや瑕疵等その他出品にあたって当該事業に悪影響を及ぼすと川崎市、ジェイクラブ、連携先の EC モールが判断した場合、越境 EC モールへの掲載やプロモーション活動等商品に関する一切の支援について取消をする場合があります。なお、取消にかかる一切の損害について、川崎市は責任を負いません。

5 自己負担

次の費用は出品者の負担になります。

- 商品ページ作成に係る費用
- ジェイクラブとの委託契約後、ジェイクラブが指定する日本国内の倉庫（大阪市）に発送及び掲載期間終了後返送するための送料
- 国内倉庫に発送した時点で欠損等があった際の交換費用
- 販売手数料
- 本事業に於ける提携企業との面談にかかる経費（交通費等）
- 海外 PL 保険（未加入の場合）
- その他、ジェイクラブとの委託契約書において合意されたもの

6 諸条件の調整

- (1) 発注数量等掲載や販売にあたっての諸条件はジェイグラフと出品者間で調整いただきます。
プロモーションを行うにあたり、試供用等に商品の無償提供・無償貸与をご相談する可能性がありますのでご協力をお願いいたします。
- (2) 各出品者に割り当てられた越境 EC モールの掲載枠及びプロモーション支援の権利について全部又は一部を第三者に譲渡することはできません。

7 出品に関すること

- (1) 出品者は、「商品エントリーシート」に記載した商品の紹介を行うこととします。
「エントリーシート」にご記入いただいた内容は、審査委員会をはじめ、パンフレット、越境 EC モール等の商品カタログ作成における基礎データとして使用いたしますので、間違いのないようご記入ください。内容の変更は、川崎市が認めた場合を除き、原則することができませんのでご留意ください。
- (2) 出品及び商品販売等に関する契約、義務の履行等は出品者及びジェイグラフとの間で締結された委託契約に係る責任と負担において行うものとします。
- (3) 出品方法は川崎市及びジェイグラフの指示に従うこととします。

8 免責事項

- (1) 本事業は、ジェイグラフが指定する商流にて、同社が指定する越境 EC モール及び連携する EC モールにおいて一定期間販売する事業です。なお、全体事業スキームが変更になる場合があります。
- (2) ジェイグラフとの委託契約は各出品者が行いますが、指定の期日までに契約締結ができない場合は事業の全部又は一部に参加ができないことがあります。
- (3) 本事業において商品に起因、又はその他これに関連して生じた、若しくは生じたものと主張された傷害、死亡及び物的損害によるあらゆる損失、損害について、川崎市は責任を負いません。
- (4) 本事業にて、出品者や購入者が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、川崎市はその責任を負いません。
- (5) 商品の紛失、破損、破棄、傷み等によって商品を販売できなくなった場合、川崎市はその責任を負いません。
- (6) 天災、現地の政情その他川崎市の責任に帰する事のできない事由により本事業の一部又は全部を中止せざるを得ない場合は、川崎市は出品申込受領後であっても、本事業一部又は全部を変更また中止することがあります。その際、出品者にお支払いいただいた輸送費等のキャンセル料、商品の返品、その他経費・損害を川崎市は補償しません。